

喜多方市パートナーシップ・ファミリーシップ制度概要

1 制度趣旨

喜多方市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、市、市民、事業者及び市民団体が、市民一人ひとりの人権を尊重し、性の多様性を認め合い、誰もが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく生きる社会を目指すために、法的に婚姻が認められていない同性カップルや異性カップル（事実婚の関係を除く）が、家族として扱われないことによる生活上の不便さを軽減し、安心して暮らせる環境づくりを進めるものです。

2 制度の概要

対象となるカップルが、お互いをパートナーシップの関係にあることを届け出たことについて、市が「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード」を交付する制度です。

3 実施根拠

手続きを定めた要綱を別に制定します。

4 制度の法的な効力

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。

5 利用対象者

一方又は双方が性的マイノリティのカップルであり、お互いを人生のパートナーとして認め合い、日常生活において相互に協力しながら、継続的に生活をする方。

6 届出の要件

以下の要件をすべて満たす方。

- 双方が成年（満18歳）に達していること。
- 住所について次のいずれかに該当すること。
 - 双方が本市に住所を有していること。
 - 一方が本市に住所を有し、かつ、他の一方が2週間以内に本市への転入を予定していること。
 - 双方が2週間以内に本市への転入を予定していること。
- 双方に配偶者がいないこと。
- 双方とも他の者とパートナーシップ又は事実婚の関係にないこと。
- パートナーシップにある当事者同士が民法第734条から第736条までの規定により婚姻を禁止されている関係にないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

※詳細は右図

7 利用可能な市の行政サービス

喜多方市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カードを提示すること等により、婚姻した夫婦等を対象としている市行政サービスを受けられます。

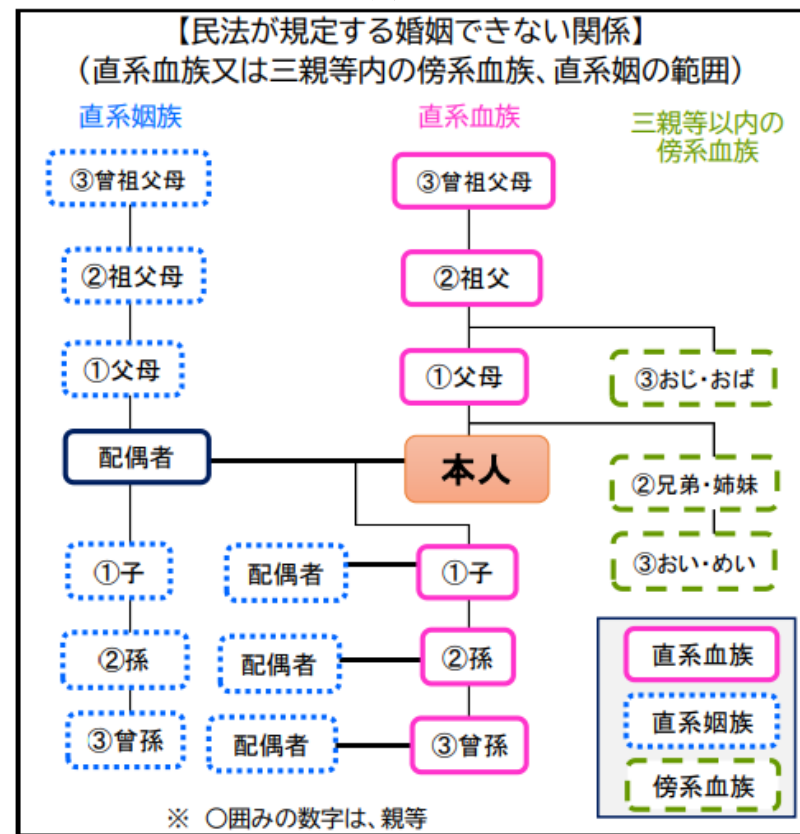
具体的な内容等については、市ホームページ等で周知します。

【例】各種証明書の取得、市営住宅への入居申込 等

8 県との連携

喜多方市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カードを提示することで、福島県がパートナーシップ宣誓者に対し提供している行政サービスを受けることができます。

○ 参考資料（6 届出の要件（2-オ）関係図



【図の出典：福島県パートナーシップ制度利用の手引き】